

パブリック・コメントにより寄せられた意見の概要及び意見に対する現状の市の考え方（案）

(意見の提出期間)

平成24年9月3日（月）～平成24年10月2日（火）

(意見の提出者等)

| 提出者数 | 意見の提出方法（人数） | | | | |
|------|-------------|-----|----|-------|----|
| | Eメール | FAX | 郵送 | 意見投函箱 | 窓口 |
| 88 | 55 | 1 | 2 | 29 | 1 |

(各意見の概要)

1 ガイドラインの趣旨・役割

府中市が市立保育所に民間活力を導入する（以下「民間移行」という。）にあたり、その手法等を明確にすることにより、移行に係る手続きの透明性と保育所運営の継続性を確保し、適切に民間移行を実施することを目的として、この「市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン」を作成するものです。

今後、民間移行の対象となる市立保育所においては、当ガイドラインに基づいて保護者のご意見、ご要望を尊重しながら民間移行を進めていきます。

2 民間移行の方法

(1) 方式（公設民営、民設民営）

一般的に民間移行には、設置主体が市のまま保育事業を民間事業者へ委託する「民間委託（公設民営）方式」と、設置主体を含めて民間事業者へ移行する「民間移管（民設民営）方式」があります。

市では、建物等の管理面において運営主体の自主性を高める効果が期待できる「民間移管（民設民営）方式」により行うものとします。

| 意見の概要 | 意見等に対する現状の市の考え方（案） |
|--|---|
| ○ 民間移行の方法として2種類ある中で、なぜ「民間移管方式」を選択したのか明らかにしてもらいたい。（同意見3件） | ○ 府中市公共施設マネジメント基本方針（平成24年5月策定）により「市の所有する施設の総量抑制、圧縮」の方針に基づき、建物を事業者へ引き渡す「民設民営方式」の採用しております。なお、東京都の所有する建物又は土地に設置・運営している市立保育所（北山保育所、住吉保育所及び美好保育所）が対象施設となった場合には、民間委託（公設民営）方式を検討することとなります。 |

(2) 財産（土地、建物及び備品類の扱い）

民間移行の対象施設における財産は、現在の保育運営の継続性を踏まえ、原則として次のとおり運営事業者へ引き継ぐものとします。

- ・ 土地 無償貸与
- ・ 建物 無償譲渡
- ・ 備品 無償譲渡

| 意見の概要 | 意見等に対する現状の市の考え方（案） |
|---|--|
| ○ 素案の財産の取り扱いにおいて、「原則として」と表記があるが、原則以外となる場合はどういう場合かについても明記してほしい。 | ○ 東京都が所有する建物に設置・運営している市立住吉保育所及び美好保育所の2施設は、土地及び建物を無償貸与、備品を無償譲渡として引き継ぐことを検討しております。なお、市が建物・土地を所有している場合は、素案のとおり引き継ぐものとします。 |
| ○ 土地の無償貸与の期間(何年以上など)及び更新について明記してほしい。 | ○ 土地の取り扱いは、市の関係規定に基づく貸与期間を検討しております。また、更新については、事業者の申し出による自動更新を予定しています。なお、期間及び更新の規定については、事業者募集要項において明記すべき事項と考えております。 |
| ○ 建物・備品は原則として引き継いだものを○年以上使用すると追記してほしい。 | ○ 備品の使用については、運営事業者の自主性に委ねるべきものであると考えております。なお、建物については、引き継いだものを使用することを前提としています。 |
| ○ 建物の建て替え、取り壊し、新設等は保護者の過半数以上の同意許可を得た上で行うと追記してほしい。 | ○ 民間活力導入を行う対象施設のみならず、保育所の建て替え、取り壊し等については、保護者の理解を前提として行うべきものであると考えていることから、追記を予定しておりませんので、ご了承ください。 |
| ○ 建物備品については現状のまま引き継ぐものとして、引き渡し後も同様の建物備品を維持・更新に努めていく必要があるため、その旨を委託の条件として追記してほしい。 | ○ ご指摘いただいた表記については、事業者募集要項において明記すべき事項と考えております。 |
| ○ 民間移行する前に、市が責任をもって現在の保育所の建物の改築・改修してほしい。 | ○ 老朽化した物件である場合は、運営事業者への引き継ぎ後においても、施設等の継続的な使用に支障がないように、必要に応じて事前に改築・改修等を実施することを検討してまいります。 |

(3) 運営事業者

市立保育所の運営を引き継ぐ運営事業者（以下「事業者」という。）は、土地、建物等の財産の取り扱い等を踏まえ、東京都内で良好な認可保育所の運営実績がある「社会福祉法人」とします。

| 意見の概要 | 意見等に対する現状の市の考え方（案） |
|--|---|
| ○ 運営事業者は、府中市内で運営実績がある社会福祉法人としてほしい。（同意見8件） ○ 運営事業者は、最低でも近隣地域に運営実績がある社会福祉法人としてほしい。（同意見1件） | ○ 東京都内には、優良な事業者により運営されている認可保育所が多くあります。優良事業者のノウハウを活用することで保育サービスの更なる活性化が期待できることから、幅広く事業者を募ることを目的として「東京都内」とさせていただいております。 |
| ○ 社会福祉法人以外の事業者を候補としないほしい。（同意見2件） | ○ 素案で想定している財産の引継方法や国及び東京都の補助金・負担金を鑑み、社会福祉法人以外の法人を事業者候補とすることはございません。 |
| ○ 運営実績に「10年以上」など年数も明記してほしい。 | ○ 実績の表記については、記載する方向で検討してまいります。 |

3 対象施設の決定及び公表

(1) 対象施設の決定

民間移行の対象となる市立保育所（以下「対象施設」という。）は、周辺地域における保育施設の整備状況等を総合的に勘案して市が別に決定します。

| 意見の概要 | 意見等に対する現状の市の考え方（案） |
|--|---|
| ○ 実施保育所の選定基準及び理由を提示してほしい。（同意見2件） | ○ 平成25年度に策定予定である「今後の保育行政のあり方」において定めてまいります。 |
| ○ 全ての市立保育所を一斉に民営化するのではなく、段階的に（時期をずらして）行ってほしい。（同意見2件） | ○ 入所児童の処遇に配慮し実施してまいります。 |
| ○ 市が決定するとあるが、すでに子どもを通わせている保護者の意見を最大限に尊重し、繰り返し行われた説明にもかかわらず強い反対がある場合は、その施設を対象とはしないこと。現に利用している保護者の意見を何よりも重視すること。 | ○ 対象施設については、平成25年度に策定予定である「今後の保育行政のあり方」に基づき決定することになりますので、保護者にご理解を頂けるよう十分な説明に努めてまいります。 |
| ○ 市が現場をすべて手放すことのデメリット・温度差は必ず出てくると思われます。府中市の場合、高齢者部門でも基幹型含め全委託となっていますが、市で経験した管理職や正規職員が出向という形で、管理や支援の役割を担えないか、もしくは市をブロックに分け、それぞれに基幹型保育所を残すという方法をご検討ください。 | ○ 「今後の保育行政のあり方」の策定及び対象施設を決定するうえでの参考とさせていただきます。 |
| ○ 子どもに関連する機関として子ども家庭支援センターや保健所、保健センター、療育機関等がありますが、日々の保育現場の中で保育課（もしくは基幹型としての保育所）が積極的・継続的にスタッフに助言・支援したり、現場の状況や課題を把握する体制を整えていく必要がある。 | （同上） |
| ○ 子どもたちあるいは市民全体の身体・生命の安全に関わるような問題が発生したときに、緊急対応や、あるいは継続的な調査の“資源”として活用できるなど、様々な可能性を秘めた財産を持っているということだと思ふ。 | （同上） |

(2) 対象施設の公表

対象施設の公表は、入所者及び申込者に配慮し、実際の民間移行に至るまでに遅くとも2年前には行うものとし、速やかに市ホームページ等により広く周知します。

また、対象施設の保護者を対象とした説明会を実施します。

| 意見の概要 | 意見等に対する現状の市の考え方（案） |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| ○ 保育所の公表は、最低2年前ではなく、3年前としないほしい。 | ○ 民間移行に向けた事前の準備が十分に確保できるように努めてまいります。 |
| ○ 現在の在園児が卒園してから民営化してほし | |

| | |
|--|---|
| い。 | |
| ○ 「実際の民間移行に至るまでに遅くとも2年前」とあるが、実際の民間移行とはいつ時点を示すのか明記してほしい。(同意見1件) | ○ 実際の民間移行とは、「事業者への引き継ぎ」及び「事業者と市の職員が行う合同保育」の期間終了時点となります。 |
| ○ 年度途中の移行は行わないことをガイドラインに明記してほしい。 | ○ 表記については、記載する方向で検討を進めてまいります。 |

(関連事項)

| | |
|---|---------------------------------------|
| 意見の概要 | 意見等に対する現状の市の考え方(案) |
| ○ 実施決定の保育所在籍の子供には、転所する権利の優遇を打ち出して頂きたい。(同意見2件) | ○ 他の申込者との公平性に配慮したうえ、具体的な方策を検討してまいります。 |

4 事業者の選定

(1) 募集方法

優良な事業者を選定するために募集方法は、多くの事業者に情報が届くような広報手段を用いた公募を行います。募集期間は、応募希望者が余裕をもって応募することが出来るように、2か月間の募集期間を設けます。

なお、募集要項を対象施設で公開するとともに、対象施設の保護者のご要望を可能な限り要項に反映するように努めます。

| | |
|---|---|
| 意見の概要 | 意見等に対する現状の市の考え方(案) |
| ○ 事業者が2ヶ月で実行可能な運営の計画を立て、手を挙げることができるのか疑問であるため、募集期間を延長してほしい。(同意見1件) | ○ 募集期間については、延長する方向で検討を進めてまいります。 |
| ○ 募集要項に反映とあるが、時間的に十分に余裕を持って、丁寧な対応が必要であり、保護者の要望をわかりやすい方法で募集するとガイドラインに追記してほしい。なお、保護者が納得できないものを採用しないこと。(同意見2件) | ○ 募集要項の作成にあたっては、素案のとおり保護者のご要望を可能な限り要項へ反映するよう努めてまいります。 |
| ○ 事業者には、年令と単なる保育経験年数だけでなくそこでの職員の過去の勤務状況も提出してもらいたい。 | ○ 募集要項において、運営事業者の提出書類の一つとして規定することが可能であると考えております。 |

(2) 募集条件

民間移行に伴う保育環境の変化に配慮し、児童福祉法等の関係法令及び関係規定を遵守することを前提として、次の条件を付したうえ、現状の保育の質を維持・向上できる事業者を公募し、民間移行後も事業者に当募集条件及び選定過程の中で履行を約束した事項について遵守させることとします。

| | |
|--|--|
| 意見の概要 | 意見等に対する現状の市の考え方(案) |
| ○ 募集条件を履行するように定期的に監査すると市が明記してほしい。その場合は保護者代表も一緒に立ち会うことを希望します。 | ○ 素案に定める三者協議会により、保護者ととも市が履行状況の確認を行ってまいります。 |

ア 基本的条件

- ① 受入月齢及び定員構成を継承すること。
※ 民間移行の前年度における各年齢の入所児童数を上限として、定員外の受け入れも可能とする。
- ② すくすく保育(障害児保育)を実施すること。

- ③ 開所時間、保育時間（延長保育時間を含む。）及び開所日を継承すること。
※ 特別保育事業を実施する際はこの限りではない。
- ④ 保護者の費用負担の継続性に配慮し、市が予め認めた費用（延長保育等の特別保育事業に係る利用料金）以外の負担を求めないこと。
- ⑤ 対象施設の年間行事を継承すること。
※ 新たに行事を実施する際は、保護者に予め説明を行い、保護者の了解を得たうえ実施すること。
- ⑥ 子育て支援・子育て交流事業（園庭開放、育児相談等）を継承すること。
- ⑦ 苦情対応への体制（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。
- ⑧ 自園調理方式により食育を推進し、アレルギーを持つ児童へ丁寧に対応すること。
- ⑨ 民間移行後、概ね2年以内に特別保育事業（2時間以上の延長保育、一時預かり・特定保育及び年末保育等）を市と協議のうえ実施すること。

| 意見の概要 | 意見等に対する現状の市の考え方（案） |
|--|--|
| ○ すくすく保育を条件にしていますが、これに対応できる職員の配置や経験基準の明記をし、心障センターなどと連携をとってほしい。（同意見1件） | ○ 現在、市立保育所では、すくすく保育対象児童に対して、次のとおり職員を加配しております。なお、経験基準は設けておりません。 （原則的な職員配置） ・ 3歳児 1名：臨時職員 1名 ・ 4歳以上児 2名：臨時職員 1名 また、府中市立心身障害者福祉センターとの連携については、市立保育所及び私立保育園における現状課題の一つであることから、今後、当概施設との連携強化策を検討してまいります。 |
| ○ ③に「この限りではない」との記述があるが、これを「拡充もあり得る。削減はしない。」という意味にとらえてよいか。よいならば、そのように明記してほしい。 | ○ お見込みのとおりです。ご指摘いただきました表記につきましては、記載してまいります。 |
| ○ ⑧給食について、公立の献立表に基づく実施して欲しい。 | ○ 素案に定める「現状の保育の質を維持・向上できる事業者」の「保育」には、食育を含むものであることから、現在の市立保育所の食育のあり方やアレルギー対応方法を踏襲しつつ、市立保育所の献立の枠に留まることなく、事業者の特色・特性を活かした給食の提供を想定しております。 |
| ○ ⑨は不要であるため、削除して欲しい。 | ○ 市では、今般の民間活力の導入により、多様な保育サービスの拡充を期待していることから、素案の表記のとおりとさせていただきますので、ご了承ください。 |
| ○ ⑩(新規追加) 対象施設の保育理念に賛同し、対象施設の保育理念を尊重しつつ運営が行える団体であること。等、保育理念や方針への賛同を条件にし、募集条件に明記してほしい。（同意見1件） | ○ ご指摘いただきました表記につきましては、記載する方向で検討を進めてまいります。 |

イ 職員配置等の条件

- ① 常勤職員の職員配置は、入所児童数に応じて市の職員配置基準に基づき配置すること。
- ② 現在、対象施設に勤務している非常勤職員等が、対象施設へ継続的に就労を希望している場合は、積極的に雇用するよう努めること。
- ③ 職員の資質向上のため職員研修計画を作成し、積極的に職員研修に参加できる体制を整えること。

| 意見の概要 | 意見等に対する現状の市の考え方（案） |
|--|---|
| <p>○ 職員配置は市の職員配置基準に基づくとしているが、人数だけ満たせばよいというものでなく、職員の人数や経験なども条件で明記してほしい。（同意見13件）</p> <p>○ 職員の経験年数ごと（例えば3年未満、5年～10年経験者、10年以上経験者）の比率の設定と、園長や副園長に就任する人の経験年数の設定、派遣社員の割合を規定してほしい。（同意見2件）</p> <p>○ ①施設長は専任とし、保育経験年数が15年以上ある者、②主任保育士は経験年数10年以上ある者、③上記を除く保育士は6年以上の保育経験を有する者が1/3以上、④各クラス担任のうち1名は経験年数6年以上、⑤非常勤職員を『現行と同等以上の雇用条件で』積極的に採用すること</p> | <p>○ 職員配置及び職員数については、各施設において異なるため、対象施設に従事する現状の職員配置及び職員数を事業者公募要項においてお示しすることとします。また、経験人数については、他市の事例等を研究し、経験年数ごとの比率設定等の検討を進めてまいります。</p> |
| <p>○ 職員が継続就労を希望している場合、「一定数以上」雇用する旨を明記し、雇用率を市により評価・公表してほしい。</p> | <p>○ 職員採用については、法人の主体性を尊重すべき事項であることから、義務的な記載はこなっておりませんので、ご了承ください。なお、雇用率の公表については、検討を進めてまいります。</p> |

ウ 引き継ぎ・合同保育

引き継ぎ・合同保育の期間において、市が指定する職員（施設長、保育士、調理員等）を配置すること。なお、引き継ぎ・合同保育に参加した職員は、移行後も継続して対象施設に従事すること。

| 意見の概要 | 意見等に対する現状の市の考え方（案） |
|--|--|
| <p>○ 引き継ぎ・合同保育に関し、参加した職員は移行後『3年以上』継続して対象施設に従事することと明記して欲しい。（同意見5件）</p> <p>○ 引き継ぎを行った先生が次々とやめていかないように、5年以上継続して従事できなければ、もともとの職員を派遣して人員を補充するようにしてほしい。ただし完全民間移行後5年経過後はこの限りではない。</p> | <p>○ 継続的に従事することについては、既に素案において規定していることから、要項の履行状況と併せ、職員の勤務状況、職場環境等を三者協議会において継続的に確認してまいります。</p> |

エ 福祉サービス第三者評価の受審

民間移行後3年以内に福祉サービス第三者評価を受審すること。

オ 三者協議会

事業者決定の日から当分の期間（民間移行日の前日に在所していた全ての児童が退所するまで）において、対象施設の保護者の代表、市及び事業者からなる三者協議会を組織し、保育運営等について協議すること。

カ その他

- ① 事業者は、市の求めに応じて移行後の運営状況等について報告を行うとともに、市の行う立入調査に協力すること。
- ② 当募集条件に定める内容は、民間移行日の前日に在所していた児童の全員が退所するまで遵守すること。ただし、条件の変更等について三者協議会において保護者の同意が得られた場合は、この限りではない。

| 意見の概要 | 意見等に対する現状の市の考え方（案） |
|-------------------------------|---------------------------------|
| <p>○ 「市の行う立ち入り調査に協力すること」と</p> | <p>○ 市の行う立ち入り調査については、回数を想定し</p> |

| | |
|--|---|
| ありますが、具体的な回数も明記してほしい。 | て行う性質のものでは無いと考えております。このことから、必要性が生じた場合には、適宜実施してまいります。 |
| ○ 条件の変更については三者協議会の同意を得られた場合ではなく、保護者全員の同意を得るべきではないか。引き継ぎや保育費用など保護者の代表だけで決められる問題ではないと思う。 | ○ 三者協議会における保護者代表の意見・同意については、保護者の総意に基づき行われるものと考えております。 |
| ○ 「民間移行日の前日に在所していた児童の全員が退所するまで遵守すること。」とあるが、移行日後に入所する児童に対しても継続して対応してもらわなければ困る条件が含むと思われる。その部分について、民間移行日の前日に在所していた児童の全員が退所した後は、市は全く関与しないのか。 | ○ 児童福祉法で市は保育の実施者として定められていることから、他の市立、私立保育所と同様に市が公的な責任を負っております。 |

(3) 選定方法

ア 審査会の設置

事業者の選定にあたっては、市民（保護者の代表等）及び保育現場経験者を含む市職員で組織する審査会を設置し、財務諸表等については財務の専門家から意見聴取を求めます。

| 意見の概要 | 意見等に対する現状の市の考え方（案） |
|---|---|
| ○ 審査会は、有識者、学識者などの専門家や施設の保育士もふくめた幅広いメンバーで構成してほしい。（同意見7件） | ○ 有識者等の専門家を委員に加えることを検討してまいります。 |
| ○ 審査会の構成要員には、対象施設の保護者の代表複数名を必ず入れ、保護者の代表とは何人とするのか明記してほしい。（同意見1件） | ○ 保護者の代表者数については、他市の事例等を研究し、検討を進めてまいります。 |

イ 評価範囲・評価項目

事業者の運営理念、組織体制、財政状況、運営実績及び事業計画を評価対象の基本とし、その他の評価範囲・評価項目は審査会において決定します。

ウ 選定審査

審査会は、提案書類の審査（書類審査）や事業者へのヒアリング、現に運営する保育所の実地調査等により、評価項目ごとに採点し、事業者の選定を行います。なお、全ての応募事業者が一定の保育水準等を満たしていないと判断した場合は、条件の見直し等を行ったうえ、再度、市長が公募を行うこととします。

| 意見の概要 | 意見等に対する現状の市の考え方（案） |
|---|---|
| ○ 選定審査で保育水準を満たす応募事業者がなかった場合に、条件の見直しと言って基準を緩和したら保育の質が下がるため、条件の見直しは行わず、時期をあらためて再度公募とすること。投げ出し移行は認められない。（同意見21件） | ○ 再募集については、保育の継続性や質の維持・向上に配慮し、必要があれば条件の見直しを行うとともに、その内容については、保護者と協議のうえ決定してまいります。 |
| ○ 恣意的な要素が入る可能性があるため、審査会が選定結果をもとに推薦団体を2団体選び、市長が決定するなどの規定を明記してほしい。（同意見2件） | ○ 市長は、審査会の選定結果を尊重し決定いたします。 |

エ 事業者の決定・公表

審査会の選定結果を市長に報告し、最終的に市長が事業者を決定します。

また、事業者決定後、すみやかに市ホームページ等により事業者の公表を行います。

| 意見の概要 | 意見等に対する現状の市の考え方（案） |
|------------------------------------|---------------------------------|
| ○ 4月入所申し込み時点で、入所初年度中の事業者が確定していること。 | ○ 民間移行のスケジュールを策定するうえで配慮してまいります。 |

以降の「意見の概要及び意見等に対する現状の市の考え方（案）」は

第6回目の資料としてお示しします。